

特集 富士見町環境保全条例

私たちは、富士見町の豊かな自然の中で生活を営んでいます。美しい河川、きれいな空気、緑あふれる街並みは、後世に伝える貴重な資産です。

最近の生活様式の急速な変化と、交通網等の整備による開発の進展は、生活環境を内と外から圧迫しています。

私たちはここに調和ある開発を望むとともに、自らの姿勢にも目を向け、住み良い富士見町、住みよい郷土づくりについて真剣に考える時を迎えました。

豊かな自然と住み よい環境を次世代へ

富士見町環境保全条例を
ご存知ですか？

豊かな自然と住みよい環境は富士見町の財産です。私たちはこのすばらしい環境を保全し次世代に引継ぐ責任があります。

どんな目的で
制定されているの？

富士見町の良好な自然環境及び社会環境を保全すると共に、町民の健康で快適な生活を確保するために「富士見町環境保全条例」が制定されています。

どんな場合に許可の
申請や届出が必要なの？

土地を販売又は賃貸を目的とした宅地造成を行う場合や、井戸を掘削する場合、工場やペンション、旅館等を建設する場合など、条例で定められた開発事業に該当する場合は、許可の申請や届出が必要となります。

開発事業を行う場合
開発事業ってなに？

一定規模以上の宅地開発事業、保健休養地内開発事業、工場開発事業、観光開発事業及びその他の開発事業で次に該当するものをいいます。
また、開発事業には許可が必要なものと届出が必要なものがあります。



許可が必要な場合
宅地開発事業

販売又は賃貸を目的とした10戸以上若しくは2千㎡以上の宅地造成
賃貸住宅の建築を目的とした10戸以上若しくは2千㎡以上の宅地造成
建築物の建設又は特定工作物の用に供する目的で行う2千㎡以上の土地の形質変更